

メンタルヘルス・マネジメント検定試験Ⅰ種(マスターコース)
公式テキスト第4版

■正誤表

メンタルヘルス・マネジメント検定試験の公式テキストに記述の誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

正誤表は随時改訂いたします。

※「版・刷」は、公式テキストの奥付(巻末)をご確認ください。

版・刷	頁	行	誤	正
第1刷	261	d)	<u>こころほっとライン</u>	<u>こころの耳電話相談</u>
第1～4刷	98 ～ 99	b)	<p>b) <u>医療・介護分野におけるガイドライン</u> 医療や健康に関する情報は、個人情報の中でも個人のプライバシー上の問題が起こりやすく、不必要に漏れた場合は差別や偏見にもつながり、特に適正で厳格な取り扱いをする必要があります。そのため、医療は<u>国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている3分野のうち</u>のひとつになっており、厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための<u>ガイドライン</u>」と「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのための<u>ガイドライン</u>」が公表されています。<u>そして規模にかかわらず(過去6カ月間に5,000人分以下の個人情報しか取り扱っていなくても)、すべての事業者に対しても個人情報取扱事業者の義務を果たすように強調しています。</u></p> <p>同<u>ガイドライン</u>の中では、<u>医療事務やカウンセラーなど法的な守秘義務のない者</u>に対しても、<u>離職後も含めて守秘義務を課す就業規則などの規定の整備を求めるなど、健康情報について一般的な個人情報よりも厳格な保護が必要であることを強調しています。</u></p>	<p>b) <u>医療関連分野ガイドンス</u> 医療や健康に関する情報は、個人情報の中でも個人のプライバシー上の問題が起こりやすく、不必要に漏れた場合は差別や偏見にもつながり、特に適正で厳格な取り扱いをする必要があります。そのため医療分野は、<u>個人情報の性質や利用方法等から、個人情報保護法第6条の規定に基づく特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つ</u>になっており、厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための<u>ガイドンス</u>」と「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのための<u>ガイドンス</u>」、「<u>国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス</u>」、「<u>国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス</u>」が公表されています。</p> <p>同<u>ガイドンス</u>の中では、<u>法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者や健保組合等における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示してあります。</u></p>
第1～4刷	115	図表4	緩衝要因	緩衝要因
第1～4刷	173	図表2	家族の理解・強力が得られるか	家族の理解・協力が得られるか
第1～4刷	269	④ 2行目	「いのちの電話」は都道府県 <u>ごと</u> にセンターがあり	「いのちの電話」は <u>多くの</u> 都道府県にセンターがあり
第1～4刷	278	図表6	「対象者」、「連携専門医療機関」 (<u>青字・太字で記載</u>)	「対象者」、「連携専門医療機関」 (<u>他の事項と同様に黒字・細字で記載<図表6の全12の事項を同列・並列に列記する></u>)
第1～9刷	144	h) 9～11行目	…アスペルガー症候群(近年では自閉症スペクトラム障害: Autism Spectrum Disorder; ASD <u>と称されることが多い</u>)があげられます。	…アスペルガー症候群(近年では、 <u>自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害: Autism Spectrum Disorder; ASD に含まれることになった</u>)があげられます。
第1～9刷	358	7行目	コミュニケーション	コミュ <u>ニ</u> ケーション
第1～9刷	174	12行目	…、家族の同意が必要であることが法律で規定されています(精神保健福祉法による医療保護入院)。	…、 <u>家族等</u> の同意が必要であることが法律で規定されています(精神保健福祉法による医療保護入院)。

版・刷	頁	行	誤	正
第1～9刷	230	図表8	「量－コントロール判定図」の横軸：仕事の量的負 荷	「量－コントロール判定図」の横軸：仕事の量的負 担
第1～9刷	352	図表7 A	2.少人数単位の裁量範囲を増やす 具体的な進め方や作業順序について、 少数単位または…	2.少人数単位の裁量範囲を増やす 具体的な進め方や作業順序について、 少 人 数単位または…
第1～12刷	2	①-① 2行目	本調査は、5年ごとに厚生労働省が全国規模で実施して いる ものです。	本調査は、5年ごとに厚生労働省が全国規模で実施して きた ものです。 (※「労働者健康状況調査」は平成24年調査で廃止)
第1～12刷	9	図表5	精神障害請求件数(2015年度) 1316 件	精神障害認定件数(2015年度) 1515 件
第1～12刷	51	下から3行目	厚生労働省が5年ごとに実施して いる 「労働者健康状況調査」…	厚生労働省が5年ごとに実施して きた 「労働者健康状況調査」… (※「労働者健康状況調査」は平成24年調査で廃止)
第1～12刷	221	図表4	●B1 または B2のどちらか が 「いいえ」である場合→面接終了(うつ病を疑わない)	●B1 ならびに B2のどちら も 「いいえ」である場合→面接終了(うつ病を疑わない)
第1～12刷	19	f)	f) 傷病年金と企業の解雇制限 療養(補償)給付を受けている労働者の傷病が療養開始後1年6ヵ月経過しても治らず、傷病等級(1～3級)に該当し、 その状態が継続している場合に 給付基礎日額313～245日分の傷病補償年金が支給(労災保険法12条の8第3項) され、この場合には 療養開始後3年経過すると解雇制限が解除される(労災保険法19条、労基法19条1項)ため、使用者は当労働者を解雇できます が、「治癒」に至らない場合は、解雇制限は継続されます。	f) 傷病 補償 年金と企業の解雇制限 療養(補償)給付を受けている労働者の傷病が 「治癒」に至らない場合、使用者は労働者を解雇することはできません。 ただし、 療養開始後1年6ヵ月経過しても治らず、傷病等級(1～3級)に該当し、給付基礎日額313～245日分の傷病補償年金が支給(労災保険法12条の8第3項) された場合には、 療養開始後3年経過すると解雇制限が解除される(労災保険法19条、労基法19条1項)ため、使用者は当労働者を解雇できます。 また、使用者負担を軽減する趣旨で規定している、「打切補償」という免責措置があります。打切補償の対象は、業務上認定された事例で、傷病補償年金受給者以外のすべての事例を含みます。打切り補償は、療養開始後3年を経過しても傷病が治らない場合に限り、使用者が平均賃金の1,200日分を支払うことを条件に、以後の労基法に基づくすべての補償責任を免れる制度(労基法81条)で、この場合も解雇制限は解除されます。

■ 出版後の制度変更などに伴う記述内容の変更

※「版・刷」は、公式テキストの奥付(巻末)をご確認ください。

版・刷	頁	行	誤	正
第1～4刷	264	C) 6～7行目	公認心理士に関する法律は公布された が、施行は2017年9月15日までとなっています。	削除
第1～12刷	106	24	2018年 まで に第1回国家試験 を実施する予定 です。	2018年に第1回国家試験 が実施 されま した 。